

令和 3 年度

行政監査結果報告書

『市が各種団体の事務局として取り扱う現金・預金等
（準公金）に係る事務について』

大牟田市監査委員

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果について下記のとおり報告します。

なお、本監査及び報告は、大牟田市監査基準に準拠しています。

記

1 行政監査のテーマ

「市が各種団体の事務局として取り扱う現金・預金等（準公金）に係る事務について」

（テーマ選定の理由）

市が各種団体の事務局として取り扱う現金・預金等（準公金）に係る事務については、平成 23 年度に市職員による公金の私的流用が発覚したことを受け、企画総務部長から再発防止策について通知、点検検証されるとともに、会計管理者からも厳格な出納保管について通知されるなど、公平・公正な業務執行に努められているところである。

監査委員としては、平成 24 年度の財政援助団体等監査において、市から補助金等の交付を受けており、かつ、市職員が現金の出納その他の事務の執行を行っている団体のうち 22 団体を対象に、補助金等に係る出納その他事務の執行について監査を実施し、おおむね適正に処理されていることを確認している。

しかしながら、市職員が事務局として取り扱う準公金は、地方自治法や大牟田市会計規則等が適用される公金に比べ、会計管理者の審査や監査委員の監査を受けることがなく、リスクが高いと考えられるため、適正な取扱いがされているかを定期的に確認する必要がある。

そこで、現金等の管理状況や経理事務の取扱状況について確認し、適正なチェック体制が機能しているかを検証することを目的として、大牟田市監査基準に準拠して行政監査を実施するものである。

（参考）

「公金の取扱いに係る公平・公正な業務遂行について」（平成 24 年 1 月 11 日企画総務部長通知）における再発防止策は、以下のとおり。

- ・会計処理については、必ず複数での対応（確認）を行う。
- ・通帳は、管理職が保管する。

- ・通帳と印鑑は、別々の者が保管する。
- ・収入、支出に際しては、必ず決裁を得てから行う。
- ・収入、支出が完了したら、速やかに、管理監督者が必ず通帳の原本で確認する。
- ・監査においては、管理監督職も含め複数での対応とし、通帳、領収書等の証拠書類は原本で行う。

2 監査の対象

令和2年度に、一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）歳出予算の19節「負担金補助及び交付金」のうち、細節「義務的負担金」又は「補助金」を支出している団体の所属に属し、かつ、業務上の必要性から市職員が管理しているもの（以下「準公金」という。）に係る事務

3 監査執行期間

令和3年8月16日（月）から令和3年9月30日（木）まで

4 監査の着眼点

- （1）準公金の事務に必要な諸規程は制定されているか。その内容は適正か。
- （2）現金・預金等の管理は適正か。
- （3）準公金の経理事務に対するチェック体制は有効に機能しているか。
- （4）市職員が準公金の経理事務を行う必要性があるか。

5 監査の方法

監査対象部局等から準公金に係る事務に関する行政監査調書及び関連資料の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から事情を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

準公金に係る事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部について検討、改善を要する事項が見受けられた。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 対象となる団体の概要

市職員が準公金に係る事務を行っている団体は 37 団体（別表参照）あり、その概要は、次のとおりであった。

ア 設立目的（複数回答）

区 分	連絡調整、連携事業のため			イベント 実施のため	その他	合 計
	地域・住民	関係団体	関係自治体			
団体数	12	25	12	8	8	65
構成比	18.5%	38.4%	18.5%	12.3%	12.3%	100.0%

イ 代表者

区 分	市長	市特別職	市職員（課長級）	その他	合 計
団体数	11	5	6	15	37
構成比	29.7%	13.5%	16.2%	40.6%	100.0%

ウ 令和 2 年度決算額

区 分		50 万円 未 満	50 万円以上 100 万円未 満	100 万円以上 200 万円未 満	200 万円 以 上	合 計
収 入	団体数	10	7	9	11	37
	構成比	27.0%	18.9%	24.4%	29.7%	100.0%
支 出	団体数	19	8	3	7	37
	構成比	51.4%	21.6%	8.1%	18.9%	100.0%

エ 令和 2 年度収入に占める市補助金、負担金等の割合

区 分	50% 未 満	50% 以上 100% 未 満	100%	合 計
団体数	16	16	5	37
構成比	43.2%	43.2%	13.6%	100.0%

オ 次年度繰越額

区 分	50 万円 未 満	50 万円以上 100 万円未 満	100 万円以上 200 万円未 満	200 万円 以 上	合 計
団体数	21	10	3	3	37
構成比	56.8%	27.0%	8.1%	8.1%	100.0%

カ 繰越率

区 分	0%	10% 未 満	10% 以上 30% 未 満	30% 以上 50% 未 満	50% 以上 70% 未 満	70% 以 上	合 計
団体数	9	1	7	5	9	6	37
構成比	24.4%	2.7%	18.9%	13.5%	24.3%	16.2%	100.0%

※繰越率：次年度繰越額／（当年度収入額＋前年度繰越額）×100

(2) 準公金の事務に必要な諸規程の整備について

ア 会則、規約の有無について

会則、規約については、すべての団体で整備されていた。

イ 経理規程、会計事務に係るマニュアルの有無等について

経理規程、会計マニュアルの有無については、表１のとおりで、経理規程は 33 団体、会計マニュアルは 36 団体で整備されていなかった。

また、会計事務関係書類の保存期間の定めの有無と保存期間については、表２のとおりで、保存期間を定めていると回答した団体は 7 団体あったが、うち 6 団体については、明文化された規定はなく、市の文書規程による保存期間等に準じて取り扱われていた。

【表１】経理規程、会計マニュアルの有無

区 分	経理規程			会計マニュアル		
	有	無	合 計	有	無	合 計
団体数	4	33	37	1	36	37
構成比	10.8%	89.2%	100.0%	2.7%	97.3%	100.0%

【表２】会計事務関係書類の保存期間の定めの有無と保存期間

区 分	有				無	合 計
	3 年	5 年	10 年	小 計		
団体数	2	3	2	7	30	37
構成比	5.4%	8.1%	5.4%	18.9%	81.1%	100.0%

ウ 市職員が団体の経理事務を担う根拠について

市職員が団体の経理事務を担う根拠については、表３のとおりで、規約等で明文化している団体は 12 団体であった。その他の 1 団体については、要綱で市職員が団体の庶務を行う旨が規定されていた。

【表３】団体の経理事務を市職員が担う根拠

区 分	規約等に定めがある	市に事務局がある	その他	合 計
団体数	12	24	1	37
構成比	32.4%	64.9%	2.7%	100.0%

（３）現金・預金等の管理について

ア 準公金の保管形態について

準公金の保管形態については、表４のとおりで、36 団体が預貯金で保管していた。現金で保管している団体は 30 団体あったが、うち 29 団体は、通帳への入金のためや、通帳からの出金により一時的に保管しているもので、常に現金で保管している団体は 1 団体であった。

【表４】準公金の保管形態（複数回答）

区 分	現金	預貯金	金券類（切手等）	合 計
団体数	30	36	13	79
構成比	38.0%	45.5%	16.5%	100.0%

イ 現金の保管状況について

現金の保管状況については、すべての団体が金庫や鍵付きキャビネッ

ト等の施錠できる場所で保管していた。保管場所の鍵については、29団体で管理監督者が管理していたが、管理監督者が管理せず、キャビネットに入れている団体が1団体あった。

現金を保管している最長日数は、表5のとおりで、常に現金で保管している団体が1団体あったほか、3日を超えて保管している団体が17団体あった。

現金出納簿の作成状況と作成していない場合の現金の保管日数については、表6のとおりで、1日を超えて現金を保管しているにもかかわらず、現金出納簿を作成していない団体が8団体あった。

【表5】現金を保管している日数（最長日数）

区 分	1日以内	1日超 3日以内	3日超 1週間以内	1週間超 1月以内	1月超	常に 現金	合 計
団体数	6	6	6	6	5	1	30
構成比	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	16.7%	3.3%	100.0%

【表6】現金出納簿の作成状況と現金の保管日数

区 分	作成 している	作成していない				合 計
		1日以内	3日以内	3日超	小 計	
団体数	21	1	3	5	9	30
構成比	70.0%	3.3%	10.0%	16.7%	30.0%	100.0%

ウ 預貯金の保管状況について

預金通帳の保管状況については、すべての団体が金庫や鍵付きキャビネット等の施錠できる場所で保管していた。

預金通帳の保管場所の鍵と届出印の管理者については、表7のとおりで、通帳と届出印を同じ管理監督者が管理している団体が24団体あった。また、担当職員が管理している団体が4団体あり、うち1団体は、通帳と届出印の両方を同じ担当職員が管理していた。

【表7】通帳と届出印の管理者

区 分	同じ職員が管理		別の職員が管理		その他	合 計
	管理 監督者	担当 職員	2人とも 管理監督者	1人が 担当職員		
団体数	24	1	5	3	3	36
構成比	66.7%	2.8%	13.9%	8.3%	8.3%	100.0%

エ キャッシュカードの作成状況について

キャッシュカードを作成している団体は9団体で、作成の主な理由は、金融機関の営業時間外の支出が必要なため、金融機関窓口での待ち時間短縮のため、などであった。

オ 金券類の保管状況について

金券類を保管している団体は 13 団体で、郵便切手又は郵便はがきを保管していた。保管場所については、12 団体が施錠していたが、施錠していない団体が 1 団体あったほか、保管場所の鍵を担当職員が管理している団体が 1 団体あった。

また、金券類の受払簿を作成していない団体が 2 団体あった。

カ 立替払の状況について

市職員による立替払を行うことがある団体は、29 団体あった。支払金額全体に占める立替払の割合は、表 8 のとおりで、立替払の割合が 50% 以上を占める団体が 1 団体あった。

精算までに要した最長日数は、表 9 のとおりで、精算までに 3 日超を要した団体が 23 団体あり、うち 12 団体は 1 月超を要していた。

【表 8】支払金額全体に占める立替払の割合

区 分	10% 未満	10% 以上 30% 未満	30% 以上 50% 未満	50% 以上	合 計
団体数	24	3	1	1	29
構成比	82.9%	10.3%	3.4%	3.4%	100.0%

【表 9】精算までに要した最長日数

区 分	1 日以内	1 日超 3 日以内	3 日超 1 週間以内	1 週間超 1 月以内	1 月超	合 計
団体数	3	3	7	4	12	29
構成比	10.3%	10.3%	24.2%	13.8%	41.4%	100.0%

(4) 準公金の経理事務に対するチェック体制について

ア 現在の会計担当職員の従事年数について

令和 3 年 7 月末時点における会計担当職員の従事年数については、表 10 のとおりで、従事年数が 5 年以上の団体が 3 団体あった。

【表 10】会計担当職員の従事年数

区 分	3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	合 計
団体数	29	5	3	37
構成比	78.4%	13.5%	8.1%	100.0%

イ 収入支出伺の作成状況について

収入支出伺の作成状況については、表 11 のとおりで、収入伺を作成していない団体が 9 団体あったほか、収入伺、支出伺ともに作成していない団体が 2 団体あった。

伺いについては、すべての団体で複数人による確認がされていた。

【表 11】収入支出伺の作成状況

区 分	収入伺			支出伺		
	有	無	合計	有	無	合計
団体数	26	11	37	35	2	37
構成比	70.3%	29.7%	100.0%	94.6%	5.4%	100.0%

ウ 領収書の保存状況について

支出に関する領収書については、すべての団体で保存されていたが、一部領収書の受領漏れや紛失が見受けられた。

現金を収受することがある団体は 17 団体あったが、うち 4 団体は、現金収受の際に領収書を発行していなかった。また、領収書を発行している 13 団体のうち、その控えを保存していない団体が 2 団体あった。

エ 主管の長による残高の確認について

主管の長による準公金の残高確認については、確認している団体が 35 団体、確認していない団体が 2 団体であった。

確認の頻度については、表 12 のとおりで、入出金の都度又は月に 1 回程度確認している団体は 14 団体であった。

残高を確認する方法については、表 13 のとおりで、通帳のコピーのみで確認している団体が 4 団体あった。

【表 12】残高を確認する頻度

区 分	入出金の都度	月に 1 回程度	四半期に 1 回程度	半年に 1 回程度	1 年に 1 回程度	合計
団体数	11	3	8	5	8	35
構成比	31.4%	8.5%	22.9%	14.3%	22.9%	100.0%

【表 13】残高を確認する方法（複数回答）

区 分	通帳の原本	通帳のコピー	現金等の残高と照合	合計
団体数	30	4	2	36
構成比	83.3%	11.1%	5.6%	100.0%

オ 決算の報告及び監査の実施状況について

決算の報告方法については、表 14 のとおりで、令和 2 年度総会をまだ開いておらず、報告していない団体が 1 団体あった。

監事の人数及び監査の実施状況については、表 15 のとおりで、すべての団体で監事は設置されていたが、令和 2 年度監査を実施していない団体が 2 団体あった。

【表 14】決算の報告方法

区 分	総会で報告	構成員に決算書送付	報告していない	合計
団体数	35	1	1	37
構成比	94.6%	2.7%	2.7%	100.0%

【表 15】監事の人数及び監査の実施状況

区 分	監 事 の 人 数			監 査 実 施 状 況		
	1 人	2 人	合 計	している	していない	合 計
団体数	11	26	37	35	2	37
構成比	29.7%	70.3%	100.0%	94.6%	5.4%	100.0%

(5) 市職員が経理事務を行う必要性について

ア 団体の役職への市職員の従事状況について

団体の役職への市職員の従事状況については、表 16 のとおりで、市職員が会計担当となっていないにもかかわらず、経理事務を行っている団体が 1 団体あった。

【表 16】団体の役職への市職員の従事状況（複数回答）

区 分	役員(代表以外)	事務局長	会計担当	その他	合 計
団体数	17	26	36	3	82
構成比	20.7%	31.7%	43.9%	3.7%	100.0%

イ 団体への関与に対する所管課の考え方について

団体の事務局機能を市が担うことに対する所管課の考え方は、表 17 のとおりで、当然市が担うべき、担うことが望ましいと回答した団体は 23 団体であった。

また、市が担うことはやむを得ない、団体に委ねるべきと回答した団体は 14 団体で、その主な理由は、表 18 のとおりであった。

【表 17】事務局機能を市が担うことについて

区 分	当然 担うべき	担うことが 望ましい	担うことは やむを得ない	団体に 委ねるべき	合 計
団体数	15	8	13	1	37
構成比	40.6%	21.6%	35.1%	2.7%	100.0%

【表 18】団体への関与に対する考え方の主な理由

区 分	主 な 理 由
市が担うことは やむを得ない	市が呼びかけて設立した団体のため
	国、県その他多様な機関との連携が必要なため
	地域支援の一環であるため
	構成団体の中で市以外に担える団体がいないため
団体に委ねるべき	市は運営補助や広報等の側面的支援を行うべき

ウ 団体への関与の見直しの検討状況について

団体への関与の見直しの検討状況については、表 19 のとおりで、市が担うことはやむを得ない、団体に委ねるべきと回答した団体のうち、見直しを検討中又は検討を予定している団体は 3 団体であった。

【表 19】 団体への関与の見直しの検討状況

区 分	検 討 中	検 討 予 定 あ り	検 討 予 定 な し	解 散 済	合 計
団 体 数	1	2	33	1	37
構 成 比	2.7%	5.4%	89.2%	2.7%	100.0%

7 検 討、改 善 を 要 す る 事 項

(1) 会 計 事 務 に 係 る マ ニ ュ ア ル の 整 備 に つ い て

会計事務に係るマニュアルを作成している団体は1団体のみで、多くの団体において、前例や担当職員の独自の判断等に基づき、準公金を取り扱っている事例が見受けられた。また、マニュアルを作成している1団体についても、主に事業内容に関するマニュアルになっており、準公金に係る取扱いを詳細に定めたマニュアルにはなっていなかった。

準公金は、市政運営の必要性から本市の公金に準じて取り扱っているものであり、公金と同様に厳正に取り扱わなければならない。団体の実情に応じ、準公金の取扱いに係る事務処理マニュアル等を整備し、マニュアル等に基づき適正に事務を行われたい。

(2) 現 金、預 金 等 の 管 理 に つ い て

ア 現 金 等 の 管 理 に つ い て

現金については、すべての団体で施錠できる場所に保管されていたが、管理監督者が鍵を管理していない団体が1団体あったほか、現金の保管期間が3日を超える団体や、現金出納簿を作成していない団体があった(別紙(1)～(3))。現金については、紛失及び事故防止の観点から、極力手元で管理せず、預貯金で管理されたい。また、現金を保管する場合は、短期間であったとしても、現金出納簿を備え、保管状況を確認されたい。

金券類についても、保管場所の施錠をしていない団体や保管場所の鍵を担当職員が管理している団体、受払簿を作成していない団体があった(別紙(4)～(6))。現金と同様に適正に管理されたい。

イ 預 貯 金 の 管 理 に つ い て

準公金については、現金管理が必要な1団体を除き、預貯金で管理されていたが、預金通帳と届出印を同じ管理監督者が管理している団体が24団体、同じ担当職員が管理している団体が1団体あったほか、担当職員が通帳又は届出印を管理している団体が3団体あった(別紙(7)～

(9))。通帳及び届出印は、それぞれ別の管理監督者が管理し、単独で使用できない体制を整備されたい。

ウ キャッシュカードについて

キャッシュカードを作成している団体が9団体あった(別紙(10))。キャッシュカードについては、金融機関窓口での待ち時間の削減や、営業時間外での入出金が可能となるなど、事務の効率化や利便性の向上が図れる反面、不正や事故等の可能性もあるため、必要性を常に検討し、必要最小限の利用に留められたい。

エ 立替払について

市職員による立替払を行っている団体が29団体あり、そのうち、精算までに最長3日超を要した団体が23団体あった(別紙(11))。立替払は、公金では原則として認められていないことや、事故や事務処理誤りにつながる可能性があることから、極力行わないことが望ましいが、立替払が必要な場合は、その要件や事務処理手順について、マニュアル等に規定の上、適正に行われたい。

(3) 経理事務に係るチェック体制について

ア 支出について

現金等を支出する場合に支出伺を作成していない団体が2団体あった(別紙(12))。支出の際には、必ず支出伺等に支出の証拠書類を添付の上、管理監督者又は団体の事務局長等による決裁を受けられたい。

なお、支出伺等により決裁はされているが、決裁日前に支出されているものや、請求書のあて名や金額に誤りがあるもの、支出費目が誤っているものなど、不適切な経理事務を行っている事例が見受けられた。管理監督者による確認を徹底されたい。

また、支出に係る領収書の受領が漏れているものや、受領した領収書を紛失している事例が見受けられた。領収書は支払いを証明する重要な証拠書類であるため、必ず受領し、適切に保存されたい。

イ 収入について

現金等を収入する場合に、収入伺を作成していない団体が11団体あった(別紙(13))。支出と同様に、収入の際にも伺いによる確認を行われたい。

また、現金を収受した場合に領収書を発行していない団体や、領収書の控えを保存していない団体があった(別紙(14)(15))。領収書は、現

金収受日及び納入者を記した証拠書類となることから、現金で収受した場合は必ず発行し、その控えを適切に保存されたい。

ウ 残高の確認について

所管の長が準公金の残高をまったく確認していない団体が2団体あったほか、確認の頻度が月1回程度より少ない団体や、通帳のコピーで確認している団体があった（別紙(16)～(18)）。現金の出納及び残高については、複数体制による定期的な確認を行うことが、事務処理誤りの早期発見や不正の防止につながることから、管理監督者はその職責を自覚し、少なくとも月1回程度、通帳の原本等により定期的な確認を行われない。

エ 決算、監査について

決算書はすべての団体で作成されており、監事もすべての団体で設置されていたが、決算の報告をしていない団体や、監査を受けていない団体があった（別紙(19)(20)）。準公金に係る事務処理の透明性及び信用性を担保するためには、市職員以外の者による監査機能は必要である。規約等の定めに基づき、適正に監査を実施し、決算報告を行われたい。

オ 会計担当職員の従事年数について

会計担当職員の従事年数が5年以上の団体が3団体あった（別紙(21)）。同一職員による長期単独の事務従事は、事務効率が上がる反面、その職員にすべてを委ねる傾向があり、リスク管理の観点からも適切ではない。職場の実情に応じ、担当者の順次交代がなされる体制を検討されたい。

（４）市職員が経理事務を行う必要性について

団体への関与に対する所管課の考え方を聞いたところ、団体設立の経緯や団体が行う事業の公共性・公益性等から、市が経理事務を担う必要があると考えている所管課が多く、関与の見直しを検討している団体は3団体のみであった。

市の各種施策の推進を図るため、市の事業と密接に関係する任意団体の事務局として経理事務を担うことは、市民・関係団体等との協働の一つの形であり、今後も一定の継続が見込まれる。しかし、準公金に係る経理事務は、本来団体が自ら行うものであり、今回の監査においても、社会情勢の変化や団体が行う事業の進捗状況等から、市が経理事務を担い続ける必要性について検討の余地があると思われる団体も一部見受けられたとこ

ろである。

所管課においては、団体の経理事務を担うことが事業の推進に寄与しているか、その有効性を今後も常に検証し、団体個々の事情を考慮しつつも団体の自主性を促す取組みを検討されたい。

また、市職員が団体の経理事務を担う必要があると判断したものについては、当該団体が市と別の団体である以上、公的支援として当該団体の事務に従事する根拠が必要となるため、公的関与の妥当性を担保する観点から、規約等にその根拠を明記されたい。

8 むすび

市職員が各種団体の事務局として取り扱う準公金は、市の管理下にある公金ではないものの、市職員が経理事務を行っている以上、公金に準じた適正な管理及び取扱いを行う必要がある。

今回の監査においては、担当職員が経理事務を行うに当たって従うべき基準となるマニュアル等が作成されていないことや、準公金の取扱いに対する担当職員及び管理監督者の認識が十分でないことなどから、一部に不適切な経理事務となっている事例が見受けられた。

これらについては、検討、改善を要する事項としたところであるが、公金に準じた適正な管理及び取扱いがなされていないという点では、指摘事項に相当する事例と思われる。

所管課においては、団体の経理事務を適正に行うために必要な基準を整備するとともに、日常あるいは定期的に処理状況を確認できる体制を構築するなど、内部統制の充実に努められたい。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害の影響により、予定していた事業ができなかったことから、繰越金が大きく増加し、繰越率が50%以上となっている団体が見受けられた。

所管課においては、団体の収入の状況や今後の事業展開等に応じ、補助金等の交付額の妥当性及び公平性を改めて検証の上、交付額の見直しや交付の一時休止を行うなど、繰越金の削減に向けた取組みが図られることを期待するものである。

【別表】対象団体一覧

No.	部局等	所管課等	団体名
1	企画 総務部	広報課	おおむた移住定住サポート会議
2		世界遺産・文化財室	大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会
3	市民部	税務課	大牟田地区税務連絡協議会
4	市民 協働部	市民協働総務課 生活安全推進室	大牟田市安心安全まちづくり推進協議会
5		地域コミュニティ推進課	大牟田市民憲章推進委員会
6			大牟田市校区コミュニティ研究大会実行委員会
7		生涯学習課	令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
8			大牟田市民文化のつどい実行委員会
9			大牟田市高齢者生きがいつくり社会参加促進事業実行委員会
10			大牟田市子どもの居場所等連絡協議会
11			高校生まちづくり体験事業推進協議会
12		人権・同和・男女共同参画課	大牟田市人権・同和问题啓発推進協議会
13		スポーツ推進室	東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ等支援大牟田市実行委員会
14	産業 経済部	産業振興課	大牟田市人材確保推進事業実行委員会
15			大牟田市企業誘致推進協議会
16			大牟田市環境リサイクル産業振興協議会
17			大牟田市立地企業会
18		観光おもてなし課	おおむた「大蛇山」まつり振興会
19			大牟田市たーんとよかところ委員会
20			有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
21		農林水産課	大牟田市農商工連携推進委員会
22			南筑後食と農の推進協議会
23			農業災害復旧ボランティアサポート協議会
24		三池港・みなと振興室	三池港にぎわい交流拠点づくり推進協議会
25			三池貿易振興会
26	都市 整備部	国県道路・地域交通対策課	大牟田市地域公共交通活性化協議会
27			有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
28			西鉄天神大牟田線久留米ー大牟田間複線化促進期成会
29	環境部	環境保全課	県南都市環境保全連絡協議会
30	保健 福祉部	保健衛生課	大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会
31		福祉課	大牟田市愛の献血推進協議会
32			大牟田市雇用問題協議会
33			大牟田市民生委員・児童委員協議会
34	教育 委員会	学校教育課指導室	第九地区教科用図書採択協議会
35			大牟田地域教育力向上推進協議会
36		学務課	大牟田市学校保健会
37			大牟田市学校給食会

【別紙】

(1) 管理監督者が現金の保管場所の鍵を管理していない団体

- ・南筑後食と農の推進協議会

(2) 現金の保管期間が3日を超える団体

- ・おおむた移住定住サポート会議
- ・大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会
- ・大牟田市安心安全まちづくり推進協議会
- ・大牟田市校区コミュニティ研究大会実行委員会
- ・令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・大牟田市高齢者生きがいづくり社会参加促進事業実行委員会
- ・大牟田市子どもの居場所等連絡協議会
- ・高校生まちづくり体験事業推進協議会
- ・大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会
- ・おおむた「大蛇山」まつり振興会
- ・大牟田市たーんとよかところ委員会
- ・大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会
- ・大牟田市雇用問題協議会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会
- ・第九地区教科用図書採択協議会

(3) 現金出納簿を作成していない団体

- ・令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・大牟田市民文化のつどい実行委員会
- ・大牟田市人材確保推進事業実行委員会
- ・大牟田市たーんとよかところ委員会
- ・大牟田市愛の献血推進協議会
- ・大牟田市雇用問題協議会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会
- ・大牟田市学校保健会

(4) 金券類の保管場所の施錠をしていない団体

- ・大牟田地区税務連絡協議会

(5) 金券類の保管場所の鍵を担当職員が管理している団体

- ・大牟田市民憲章推進委員会

(6) 金券受払簿を作成していない団体

- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会
- ・大牟田市学校給食会

(7) 預金通帳と届出印を同じ管理監督者が管理している団体

- ・おおむた移住定住サポート会議
- ・大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会
- ・大牟田市安心安全まちづくり推進協議会
- ・大牟田市校区コミュニティ研究大会実行委員会

- ・大牟田市高齢者生きがいづくり社会参加促進事業実行委員会
- ・大牟田市子どもの居場所等連絡協議会
- ・高校生まちづくり体験事業推進協議会
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ等支援大牟田市実行委員会
- ・大牟田市人材確保推進事業実行委員会
- ・大牟田市企業誘致推進協議会
- ・大牟田市環境リサイクル産業振興協議会
- ・大牟田市企業立地会
- ・大牟田市たーんとよかところ委員会
- ・大牟田市農商工連携推進委員会
- ・農業災害復旧ボランティアサポート協議会
- ・大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会
- ・県南都市環境保全連絡協議会
- ・大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会
- ・大牟田市雇用問題協議会
- ・第九地区教科用図書採択協議会
- ・大牟田市学校保健会
- ・大牟田市学校給食会

(8) 預金通帳と届出印を同じ担当職員が管理している団体

- ・大牟田市地域教育力向上推進協議会

(9) 預金通帳又は届出印を担当職員が管理している団体

- ・令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・大牟田市愛の献血推進協議会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会

(10) キャッシュカードを作成している団体

- ・大牟田市校区コミュニティ研究大会実行委員会
- ・令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・高校生まちづくり体験事業推進協議会
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ等支援大牟田市実行委員会
- ・三池港にぎわい交流拠点づくり推進協議会
- ・三池貿易振興会
- ・大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会

(11) 立替払の精算に最長3日超を要している団体

- ・おおむた移住定住サポート会議
- ・大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会
- ・大牟田地区税務連絡協議会
- ・令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・高校生まちづくり体験事業推進協議会

- ・大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプ等支援大牟田市実行委員会
- ・大牟田市企業誘致推進協議会
- ・大牟田市環境リサイクル産業振興協議会
- ・大牟田市企業立地会
- ・おおむた「大蛇山」まつり振興会
- ・大牟田市たーんとよかところ委員会
- ・有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
- ・南筑後食と農の推進協議会
- ・農業災害復旧ボランティアサポート協議会
- ・大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会
- ・大牟田市愛の献血推進協議会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会
- ・第九地区教科用図書採択協議会
- ・大牟田市地域教育力向上推進協議会
- ・大牟田市学校給食会

(12) 支出伺を作成していない団体

- ・令和 2 年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・大牟田市民文化のつどい実行委員会

(13) 収入伺を作成していない団体

- ・令和 2 年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・大牟田市民文化のつどい実行委員会
- ・大牟田市子どもの居場所等連絡協議会
- ・大牟田市たーんとよかところ委員会
- ・農業災害復旧ボランティアサポート協議会
- ・大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会
- ・第九地区教科用図書採択協議会
- ・大牟田市地域教育力向上推進協議会

(14) 現金を収受した場合に領収書を発行していない団体

- ・大牟田市民憲章推進委員会
- ・大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会

(15) 発行した領収書の控えを保存していない団体

- ・大牟田市高齢者生きがいづくり社会参加促進事業実行委員会
- ・大牟田市民生委員・児童委員協議会

(16) 所管の長が準公金の残高を確認していない団体

- ・ 南筑後食と農の推進協議会
- ・ 大牟田市愛の献血推進協議会

(17) 残高確認の頻度が月1回程度より少ない団体

- ・ おおむた移住定住サポート会議
- ・ 大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくり協議会
- ・ 令和2年度福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会
- ・ 大牟田市民文化のつどい実行委員会
- ・ 大牟田市高齢者生きがいづくり社会参加促進事業実行委員会
- ・ 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会
- ・ 大牟田市人材確保推進事業実行委員会
- ・ 大牟田市企業誘致推進協議会
- ・ 大牟田市環境リサイクル産業振興協議会
- ・ 大牟田市企業立地会
- ・ おおむた「大蛇山」まつり振興会
- ・ 大牟田市たーんとよかところ委員会
- ・ 有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
- ・ 大牟田市地域公共交通活性化協議会
- ・ 有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会
- ・ 西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会
- ・ 県南都市環境保全連絡協議会
- ・ 大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会
- ・ 大牟田市民生委員・児童委員協議会
- ・ 第九地区教科用図書採択協議会
- ・ 大牟田市学校保健会

(18) 残高を通帳のコピーで確認している団体

- ・ 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会
- ・ 大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会
- ・ 大牟田市雇用問題協議会
- ・ 大牟田市学校保健会

(19) 決算の報告をしていない団体

- ・ 大牟田市農商工連携推進委員会

(20) 監査を受けていない団体

- ・ おおむた「大蛇山」まつり振興会
- ・ 大牟田市農商工連携推進委員会

(21) 会計担当職員の従事年数が5年以上の団体

- ・ おおむた移住定住サポート会議
- ・ 大牟田市愛の献血推進協議会
- ・ 大牟田市地域教育力向上推進協議会